特定処遇改善加算の「見える化要件」について

加算取得状況

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ

福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

「見える化要件」とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、特定加算要件に基づく取り組みについて、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容をホームページへの掲載等により公開することが求められています。

当法人における処遇改善に関する取り組みについて

区分	取組内容
入職促進に向けた取り組み	○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら保育士等の取得を目指す者に対する資格取得支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する児童発達支援管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	○子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実 ○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備 ○有給休暇が取得しやすい環境の整備 ○障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
生産性向上のための業務改善の取組	○記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	○地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ○利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ○支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供